

令和6年10月受付分公表

番号	件名	市民の声(要旨)	市の回答	問い合わせ先
1	件名なし	<p>こんばんは、 松阪市民です。 旧松阪マーム前の信号のことで お願いしたいことがあります。 ここの信号では、4人の方が亡くなっています。 新しく イオンタウン松阪になるのなら 歩車分離の信号に 変えてほしいです。 私の親も 曲がって来た車に 引いていたシルバーカーをひかれ 怖い思いをしました。 ちゃんと納税していますので、よろしく願いいたします。</p>	<p>今回いただきました塚本町南信号機を歩車分離式信号機へ運用変更を希望するご意見についてです。 信号機は公安委員会(警察)が管理運用しておりますので、いただきましたご意見を市から公安委員会(警察)へお伝えいたします。 また、地域の要望を集約した自治会長名での要望書を地域安全対策課に提出していただきますと、改めて地域の強い要望であるとして市から公安委員会(警察)へ副申いたします。自治会からの要望書の提出についてもお検討をお願いいたします。</p>	<p>地域安全対策課 電話:53-4061</p>

令和6年10月受付分公表

番号	件名	市民の声(要旨)	市の回答	問い合わせ先
2	コロナワクチンの危険性の周知についての提案	<p>前回市民の声で、『10月からの定期接種のお知らせの際は、誰が見てもわかりやすいように (1)コロナワクチンは多数の死者を出していること (2)レプリコンは日本だけ認証された安全性の保証できない、未接種者にも被害を及ぼすかもしれない、新しいタイプのワクチンであること この2点についてご明記下さい。 また、mRNAワクチンの被害についてもっとしっかり広報して下さい』 お願いさせて頂き、松阪市からは『市が予防接種を委託する応需医療機関には、被接種者への事前の説明においては、接種するワクチンの種類も含め、効果とリスクの双方について適切にご案内いただくよう周知を行ってまいります』 とご回答いただいております。 医療機関にゆだねるのでなく、松阪市の広報でもコロナワクチンの危険性をお知らせしてはいただけないでしょうか。 10月の広報松阪を拝読いたしました。 インフルエンザとコロナワクチンの予防接種のお知らせページで、 コロナワクチンのデメリットについて、まったく触れられていなかったことが非常に残念です。 コロナワクチンの被害は現実に起きており、厚生労働省でも800人以上の死亡認定がなされています。</p>	<p>10月から開始した新型コロナワクチン接種は予防接種法第5条第1項に基づいて実施するB類疾病の定期予防接種であり、接種を希望する方のみ接種を行うものとなり、同法第7条(接種勧奨)、同法第8条(努力義務)が適用されません。 このことから、市として、同法第5条第1項に基づき定期接種を実施しており、接種を希望する方へ接種機会を提供できるよう、体制を整備し、対象者(高齢者)の負担を軽減するために補助を実施しております。 メールにてご質問いただいている「危険性をどのように市民に周知するのか」という点に関して、科学的知見に基づき国が発信しているワクチンのリスクに関する情報を市民に正しくお伝えし、接種体制を整備することが予防接種法における本市の責務と考えております。 広報まつさか10月号では紙面の関係もあり、接種の体制に関する情報のみの掲載となっておりますが、紙面右下に松阪市ホームページの二次元コードを掲載し、ホームページ上でワクチンの種類と安全性に関して情報提供を行っております。</p>	<p>健康づくり課 電話:31-1212</p>

令和6年10月受付分公表

番号	件名	市民の声(要旨)	市の回答	問い合わせ先
2	コロナワクチンの危険性の周知についての提案	<p>そのことをまったく知らせず、接種の推進と接種の際の費用の補助だけをするのは、無責任かと思えます。</p> <p>コロナワクチンの接種に対して税金を使って補助金を出す以上、国が安全というから接種を推奨するというのは無責任ではないでしょうか。</p> <p>国の言葉を鵜呑みにするのではなく、コロナワクチンについて本当に安全か、きちんと調べて勉強して頂きたいです。</p> <p>危険なコロナワクチンの接種の推奨に税金を投入するのは反対です。</p> <p>今後、松阪市はコロナワクチンの危険性をどのように市民に周知するのか、具体的な方法をご回答ください。</p>		健康づくり課 電話:31-1212
3	防災無線スピーカーからの放送について	<p>今朝のことですが、防災無線スピーカーから「三雲文化祭」の案内放送がありました。</p> <p>今までは、交通安全とか行方不明などに限られた内容でしたが、こんな市民に直結したイベントもいいもんだと思っています。</p> <p>これからも、広報だけでなく、こんな方法でイベントの紹介をしてもらえると有り難いです。</p> <p>以上、お願いします。</p>	<p>防災行政無線の放送につきましては、主に災害時等人命に関わる事案に対し、周知するために放送させていただくものでございます。</p> <p>ただし、防災行政無線の放送基準につきましては、交通安全啓発、火災予防啓発、選挙啓発、住民サービス(大規模なライフライン・各種イベント等)に関する事、地域振興等に関する事、学校教育、社会教育に関する事と、定めております。</p> <p>今回のように「三雲文化祭」のご案内につきましては、子局と言われる振興局に設置の操作卓から放送されるものでございまして、住民サービス(各種イベント)に該当するものでございます。</p> <p>本市の防災行政無線放送からのイベント周知につきまして、賛否様々なご意見を頂戴しておりますことから、今後も様々な手法でのイベントの周知について関係部局と検討して参ります。</p>	防災対策課 電話:53-4064

令和6年10月受付分公表

番号	件名	市民の声(要旨)	市の回答	問い合わせ先
4	介護補助金について	<p>今般、父の介護で疲れている母より、父の介護をするためにもトイレが狭いため改修したいとのことで、補助金を使って改修を進めようと思っています。しかし、業者の方から話を聞くとほとんど意味のない制度ではありませんか？</p> <p>申請に膨大な手間がかかる一方で、ほとんど補助金の対象外。</p> <p>介護の状況は、当事者により異なり一律ではありません。介護する人の立場に立つと言う考えは無いのでしょうか？</p> <p>トイレは介護がしやすいように自動開閉にしますが、贅沢ですか？介護時にトイレの蓋の開け閉めで、父や母が転倒したらどうしてくれるのですか？</p> <p>今回の改修を見送り、父や母が体力的にも精神的にも疲れが増していく姿を見てられません。</p> <p>ケアマネが申請手続きをしてくれると思いますが、是非松阪市の意見や考えをお聞かせください。</p>	<p>介護保険制度は、介護を必要とする方(要介護者様)が、少ない負担で介護サービス等を受けられるよう、社会全体で支えることを目的とした保険制度です。その原資は、公費のほか、40歳以上の被保険者様による保険料をお預かりし、事業運営をしております。</p> <p>また、介護サービス等にかかるご負担の割合につきましては、上限はございますが介護を必要とする方の収入に応じて1割～3割が自己負担となります。</p> <p>介護保険制度による住宅改修にかかる給付対象のうち、トイレにかかるものとして、「和式便器から洋式便器等への便器の取替え」、「手すりの取付け」などがございます。</p> <p>ご注意いただきたい点として、同一住宅、同一対象者において、給付対象となる額のうち、20万円を上限とし、費用の7割～9割の給付となります。そのため、改修費の累計額が20万円となるまでは、何度でも申請できますが、1度で20万円となれば、それ以上は給付対象となりません。さらに20万円を超える改修費の場合、超える金額は、全額自己負担となります。</p> <p>お父様のお体の状態及び住環境に加え、具体的な改修内容が分からないため、ここで給付の対象となる、ならないの判断、回答は控えさせていただきます。</p> <p>なお、メールの内容では、ケアマネジャーが申請手続きをしていただくということですので、書類の提出があり次第、詳細を確認し介護保険制度に則って判断させていただきます。</p> <p>最後になりましたが、介護サービスのご利用によって、介護を受けるお父様、介護をされているお母様ともどもご負担が少しでも軽くなりますことを願っております。どうぞ自愛ください。</p>	<p>介護保険課 電話:53-4058</p>

令和6年10月受付分公表

番号	件名	市民の声(要旨)	市の回答	問い合わせ先
5	松阪駅西口のタクシーに関して	<p>コロナもあけて人の動きも以前のように戻ってきました。</p> <p>それに伴い、松阪駅の西口では送迎の車が増えました。</p> <p>送迎の車が溢れているため、タクシーの待機場所で待つ人も見かけますが、その人たちに対して近鉄タクシーの方が、ものすごい汚い言葉で怒鳴っているのを何度か見ました</p> <p>確かにタクシーの待機場所なので、停めている方が悪いのは重々理解できるのですが、お客様に向かってあの対応はひどいと感じました。たまにサイレンを鳴らし続けている時もあります。</p> <p>またそんなにタクシー待機場所が必要なのかも疑問です</p> <p>今に大きな事故が発生するのではないかとあの付近を通る際、緊張します。</p> <p>観光客も来られる窓口ですので、循環するような対応をご検討願います。</p>	<p>松阪駅西口のタクシー待機場所については、東海旅客鉄道(株)が所有する管理用地であるため、今回のご意見につきましては、関係部署である建設保全課より東海旅客鉄道(株)にお伝えさせていただきました。</p>	<p>広報広聴課 電話:53-4312</p>

令和6年10月受付分公表

番号	件名	市民の声(要旨)	市の回答	問い合わせ先
6	松阪公民館使用の粹	<p>先日、松阪公民館を使用したくお尋ねした所、断られました。 理由はお客様を集めるからとの事でしたが 当社の外交員報酬をうけとる社員のみなら良いのでしょうか？</p>	<p>当館は社会教育法に基づく社会教育施設です。 そのため、サークル・研修・勉強会等のグループ活動を 主にご使用いただいています。 一方、営利を目的とした事業、特定の政治・宗教の利害 に関する行事等にはご使用いただくことが出来ません。 今回のお問い合わせに類するものとしては、以下のよう な例が考えられますが、これらについてはご使用いた だけません。 ○顧客を募って商品の紹介(展示・販売会等)を行う。 ○顧客を集めて催しを行う。 ○代理店募集のための説明会を行う。 ○会員を募って教室(催し等)を行う。 ○会議・打合せ・パーティー・集会等を行う。 メールに記載の「当社の外交報酬をうけとる社員のみなら 良いのでしょうか」については、以下のとおり解釈の分 かれるところです。 ○「外交報酬をうけとる社員」が代理店主等を指し、営 利を目的とした会議等が行われるのであれば、ご使用い ただけません。 ○上記が営利を目的としない社員研修であればご使用 いただけます。 以上のことについて、ご理解賜りますようお願いいたし ます。 なお、ご不明な点がございましたら再度、松阪公民館ま でご連絡ください。</p>	<p>松阪公民館 電話:20-9091</p>

令和6年10月受付分公表

番号	件名	市民の声(要旨)	市の回答	問い合わせ先
7	第22回国政調査の件	<p>来年10月には第22回国政調査が実施されます 20年に実施された国政調査では全国で約70万人の調査員が必要ところ約61万人しか確保できなかったと聞いております。要因としては、社会の関心の低下、プライバシー意識の変化、人口減少でのなり手不足、それに対しては市町村職員の兼務や自治会の推薦、1人の調査員の調査区域のかけ持ちの対応がとられたようです</p> <p>国政調査は国家としての基幹統計であります 国としての対策方針が当然の如しだされると思いますが、我が松阪市として事前に地域事情に応じた対応が必要かとおもいます</p> <p>どのように対処されるのか事前準備の検討内容を教えてください</p>	<p>国勢調査の調査員の確保につきましては、毎回各自治会に推薦を依頼し、推薦の困難な地域については職員を調査員として任命しておりました。</p> <p>令和7年国勢調査につきましては、住民自治協議会に推薦依頼をする予定ですが、最終的には各自治会から候補者が報告されることになると考えられます。</p> <p>しかしながら、1人の調査員が調査を受け持つ区域である「調査区」のうち、自治会加入世帯が少ない調査区や病院・老人ホーム等の施設のみで成り立っている調査区など、調査員を推薦することが困難な調査区が増えることが想定されます。</p> <p>前回調査から施設からなる調査区は施設の運営団体と委託契約を結び調査をスムーズに遂行しておりますが、地域から調査員の推薦が困難な調査区は以前のように職員だけでなく職員OBや以前は地域からの推薦を優先するために依頼していなかった登録調査員からも幅広く任命していきたいと考えております。</p>	<p>経営企画課 電話:53-4314</p>

令和6年10月受付分公表

番号	件名	市民の声(要旨)	市の回答	問い合わせ先
8	松阪市の条例とビジョンの件	<p>1. 次の条例があればおしえて下さい</p> <ul style="list-style-type: none"> ①松阪市都市宣言条例 ②松阪市観光推進条例 ③松阪市産業振興条例 ④松阪市芸術文化振興条例 ⑤松阪市文化財保護条例 ⑥松阪市犯罪被害者条例 ⑦松阪市健康推進条例 ⑧松阪市歩きスマホ禁止条例 ⑨松阪市景観条例 <p>2 次のビジョンがあればおしえて下さい</p> <ul style="list-style-type: none"> ①松阪市教育ビジョン ②松阪市観光推進ビジョン ③松阪市産業振興ビジョン ④松阪市芸術文化振興ビジョン ⑤松阪市健康推進ビジョン <p>尚、小生、スマホ パソコンetc未所有アナログ人間ですのでホームページみることできないため条例ビジョンetc市民が知ることのあるものがあればご紹介ください</p>	<p>1. 条例の有無</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 無(「都市宣言について」が6種類あり) ② 無 ③ 無 ④ 有(正式名:「松阪市文化芸術振興条例」) ⑤ 有 ⑥ 無 ⑦ 無 ⑧ 無 ⑨ 有 <p>2. ビジョンの有無</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 有 ② 有(正式名:「松阪市観光振興ビジョン」) ③ 無 ④ 有(正式名:「松阪市文化芸術の振興に関する基本方針」) ⑤ 有(正式名:「松阪市健康づくり計画」) <p>また、条例やビジョン等について、ホームページ等による閲覧ではなく、アナログの手法によって閲覧される場合は、各条例やビジョンを所管する課にお問い合わせください。</p>	<p>総務課 電話:53-4321</p>